

いじめ防止等のための学校基本方針

1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

- (1) いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、人として決して許されるものではない」ことを子どもたちに理解させる。
- (2) 「いじめは、どの児童、どの学級・学校でも起こり得る」という認識と「どの児童も被害者にも加害者にもなり得る」という事実に基づきすべての教職員が、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」(人権教育、道徳教育、体験教育、特別活動等)に組織的に取り組む。
- (3) ささいな事象であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなくいじめを積極的に認知する。
- (4) 管理職への報告・連絡・相談を徹底し、校長のリーダーシップのもと「いじめ対応チーム」を中心とした全職員による取組をすすめる。
- (5) 子どもの人権・命を守るために、教師一人一人が「いじめ問題」に向き合い、全力でその解決にあたる。
- (6) 「いじめ問題」の解決のため、保護者・地域・関係機関との連携をすすめ、理解や支援を得られるように努める。
- (7) 未然防止の取り組みの状況を定期的に点検・検証し、計画的・体系的にPDCAサイクルに基づく取組を継続する。
- (8) いじめは、加害・被害の二者関係だけでなく、観衆や傍観者も存在する。この観衆や傍観者たちが勇気をもっていじめを許さない態度がとれるような指導を行っていく。

2 学校におけるいじめ防止等の対策の組織の設置

- (1) いじめの防止等の対策のための組織について
 - ア いじめ対応チーム(管理職、生徒指導担当(いじめ担当)教諭、養護教諭、担任、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等)
 - イ いじめ事案の発生時には、事案に関係のある学級担任や地区担当は、いじめ対応チームによる緊急対応会議に随時参加し対応する。
- (2) いじめ対応チームの役割
 - ア いじめ未然防止のため「いじめが起きにくい・いじめを許さない」環境づくり
 - イ いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての対応
 - ウ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報収集と記録、共有
 - エ いじめに係る情報があった際の緊急会議の開催、情報共有、児童に対するアンケート調査、聞き取り調査による事実関係の把握、いじめであるか否かの判断
 - オ 組織的な被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者対応
 - カ 学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施・具体的な年間指導計画の作成・実行・検証・修正
 - キ 年間計画に基づく校内研修の企画と計画的な実施
 - ク 学校いじめ防止基本方針の点検と見直し(PDCAサイクルの実行を含む)

3 学校におけるいじめの防止等に関する措置

- (1) いじめの未然防止のための取組
 - ア 子どもたち・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握したうえで、年間を見通した予防的、開発的な取組を計画・実施する。
 - イ 「いじめは、どの児童どの学級・学校でも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む。
 - (ア) 授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりを進める。

- ・ 自尊感情を感じ取れる「心の居場所づくり」
- ・ 教職員の子どもたちへの温かい声かけ
- ・ 配慮を要する子どもたちを中心に据えた温かい学級経営や教育活動の展開
- (イ) 命や人権を尊重し豊かな心を育成する。
 - ・ 人権教育の充実（人権尊重の精神を涵養）
 - ・ 道徳教育の充実（思いやりの心を育む）
 - ・ 体験教育の充実（生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心を体得）
 - ・ 特別活動の充実（他者とかかわる機会）
- (ウ) 心の通い合う教職員の協力協働体制をつくる。

(2) いじめの早期発見のための取組

- ア 教職員のいじめに気づく力を高める。
 - (ア) 人権感覚を磨き、子どもたちの言葉をきちんと受け止め、子どもたちの立場に立ち、子どもを守るという姿勢を大切にする。
 - (イ) 共感的に子どもたちの気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリングマインドを高める。
 - (ウ) 教職員の認知力を高めるための職員研修を年間計画に位置付ける。
- イ 早期発見のための手立て
 - (ア) 「子どもたちがいるところには、教師がいる」ことを目指し、子どもたちと共に過ごす機会を積極的に設ける。
 - ・ 「いじめ早期発見のためのチェックリスト」の活用
 - ・ 学校には日常的にいじめの相談の窓口があることを知らせる掲示をする。
 - ・ 日常的にでき、子どもたちとの関わりを強固にしていくものを持ち（表情観察、握手、日記指導、一緒に遊ぶ等）緻密に子どもを観察する。
 - (イ) 学級内の集団を見る視点を大切にする。
 - ・ 学級内にどのようなグループがあり、そのグループの人間関係を把握する。
 - ・ 気になる言動が見られた場合、グループに対して適切な指導を行い、関係修復にあたる。
 - (ウ) 子ども・保護者との信頼関係を構築する。
 - ・ 日記や連絡帳の活用により、担任と子ども・保護者が日頃から連絡を密にとる。
 - ・ 気になる内容に関しては、教育相談や家庭訪問を行い、迅速に対応する。
 - ・ 子どもが日頃から相談しやすい環境をつくる（教職員の声かけ）。
 - ・ 定期的な教育相談週間を設け、全児童を対象とした教育相談を実施する。
 - ・ いじめ実態調査アンケートの実施（学期に1回以上）

4 いじめに対する措置

- (1) 校長のリーダーシップのもと、「いじめ対応チーム」を中心とした全職員による取組をすすめる。
 - ア いじめの発見や相談を受けた際は、いじめ対応チームに報告し、情報共有する。
 - イ 「いじめ対応チーム会議」を校長が招集する。
 - ウ いじめられた子ども・いじめを知らせた子どもを守り通す。
 - エ 見守る体制を整備する（登下校、休み時間、清掃時間、放課後等）。
 - オ 短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応する。管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有（共通理解）を随時行う。
 - カ インターネット上への不適切な書き込みが認知された場合は、教育委員会をはじめとする関係諸機関と連携し、直ちにそれを削除する措置を行う。
- (2) 3段階を意識した指導をすすめる。
 - ア 事実関係を細かく確認し、いじめの事実の全体像を明らかにする。
 - イ 確認された事実に基づいて適切に指導する。
 - ウ これで解決と考えずに時間をかけてフォローし続ける（解消の判断は加害行為が3カ月程度

- なく、その時点で被害者が心身の苦痛を感じていないことが認められる場合)。
- (3) いじめられた児童とその保護者への支援並びにいじめた児童とその保護者への指導を行う。
 - (4) 家庭・地域・関係機関等との連携により、「いじめ問題」解決のための理解・支援を得る。
 - (5) 学校評価や教職員人事評価・育成システムの実施に当たり、いじめ問題に関する項目を設ける。

5 重大事態への対処

- (1) いじめにより、児童の生命心身または財産に重大な被害が生じたり、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされたりしている疑いがあると認めるとき、重大事態として直ちに教育委員会に報告するとともに、連携して対処する。
- (2) 重大事態が生じ、学校が調査主体になるときは「いじめ対応チーム」を母体として、迅速かつ丁寧な調査を行う。
- (3) 重大事態への対処について
 - ア 発生した場合、速やかに教育委員会を通じて市長に報告する。
 - イ 教育委員会の支援のもと、管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案の解決にあたる。
 - ウ 学校が「いじめではない・重大事態ではない」と考えたとしても、保護者からの申し立てがあれば、重大事態として捉える。
 - エ 犯罪行為として取り扱われるべきと考えられる事案は、警察に相談・通報する。
 - オ 必要があれば、当事者の同意を得た上で、説明文書の配布や緊急保護者会を開催する。
 - カ 調査結果については、教育委員会を通じて市長に報告する。
 - キ マスコミ対応は、対応窓口を明確にし、誠実な対応に努める。

6 家庭・地域・関係機関等との連携

- (1) いじめ問題の解決のため、教育委員会との連携を密にするとともに、必要に応じ、教育支援センター、こども家庭センター、警察等の関係機関等との連携を行う。
- (2) 学校におけるいじめへの対応方針や指導計画表を公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努める。
- (3) PTAや学校運営協議会、地域の関係団体等（自治振興会等）とともに、いじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策をすすめる。
- (4) より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるようにPTAや学校運営協議会・アフタースクール等、学校と地域・家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

7 資料の保管

- (1) いじめに関するアンケートの回答用紙については、実施方法（記名、無記名、持ち帰り等）に関わらず、実物を対象児童が卒業するまで学校が保管する。
- (2) 回答をとりまとめた文書について聞き取った記録等は、その年度終わりから5年間、学校が保管する。
- (3) いじめの重大事態に関する資料等は、発生した年度終わりから10年間、学校が保管する。
- (4) 保管年限が経過した資料については、丹波市立小学校及び中学校における文書取扱要綱に基づいて廃棄する。